

第5回協議会（H15.9.11）

町名・字名は現町村名生かした表示に

第5回協議会は、平成15年9月11日、川内市内で開かれた。

協議では、「町名・字名の取扱い」のほか、「自治会・行政連絡機構の取扱い」「窓口業務」「保健衛生事業」「環境衛生事業」の調整方針案の計5件が提案された。

このうち、「町名・字名の取扱いについて」は、川内市は現行のままとし、樋脇町など4町は現在の町名を現在の大字名に冠したのもをもって大字とし、里村など4村は現在の村名を町名とし現在の大字名の前に冠したのもをもって大字とする調整方針案となった。

この日提案された各調整方針案は各市町村に持ち帰って協議した後、平成15年10月24日開催の第8回協議会で審議された。

会議冒頭、森卓朗会長は「住民と行政が連携し、役割分担しながら南九州の拠点都市づくりを目指したい。そのためには地区コミュニティ協議会制度をいかに充実させるかが重要となる。協議会でもしっかり論議し、まとめあげていきたい。合併協議における住民の皆さんの積極的参加をお願いしたい」と語った。

●協議概要

会議冒頭、森卓朗会長はあいさつの中で「串木野市を含む川西薩地区法定合併協議会は、現在、休止の状態にあり、解散でも、自然消滅を選択したということでもない。7月24日、公開して行われた市町村長調整会議でも、川西薩地区法定合併協議会の組織のあり方についての意思決定はされなかった。また、串木野市の離脱についても、関係9市町村のすべての首長の同意と、最終的に全議会の本会議可決が必須であり、現時点で一連の法的手続きには何も着手されていない。7月24日の市町村長調整会議でも、串木野市の離脱を認めるかどうかの議論は全く行われておらず、串木野市は川西薩地区法定合併協議会のメンバーのままである」ことをふれられ改めて確認した。

会議に入り、提案事項として「町名・字名の取扱いについて」「自治会・行政連絡機構の取扱いについて」「窓口業務について」「保健衛生事業について」「環境衛生事業について」の5件が提案された。

特に「町名・字名の取扱いについて」では、

1. 川内市については、現行のとおりとする。
2. 樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町については、従前の町名を従前の大字に冠したのもをもって、大字とする。
3. 里村、上甑村、下甑村、鹿島村については、従前の村名を町名とし、これを従前の大字に冠したのもをもって、大字とする。

との調整方針が提案された。

「自治会・行政連絡機構の取扱いについて」では、自治会・行政連絡機構（公民会、自治公民館、小組合、常会、組合、区）組織については、名称を自治会に統一し現行のまま新市に引き継ぎ、新市まちづくり計画に基づく地区コミュニティ協議会制度を導入するとの調整方針が提案された。

岩下早人委員からは「今までの『自治会』は、今まで校区全体を称した所が多いのでは。非常に馴染みの深い『公民会』などの名称を『自治会』に統一した理由は。公民会と自治会は分けて考えるべきでは」との意見が出された。

5件の提案事項は、平成15年10月24日に開かれる第8回協議会で審議することとなった。

次に報告事項として「合併協定項目A・B群の協議状況について」「地域情報化計画策定懇話会について」「事務の進捗状況について」「9専門部会の進捗状況について」「一部事務組合について」の5件について報告があり、「合併協定項目A・B群の協議状況について」では「上・下水道の新規加入金について、取っているところと取っていないところがあり、3年間で調整となっているが、取るべきではないのでは」との入来町からの意見及び「個人住民税均等割は、合併年度とこれに続く3年間は不均一課税となっているが、この均等割は基本的なサービスを受ける住民に広く負担を求める趣旨で一律に課税することから均一課税とすべきである」との川内市からの意見が紹介された。

岩下早人委員からは「川内市議会の特別委員会において、この地方税の取扱いについては、均一課税か、不均一課税か相当議論があり、川内市議会として、当然、均一課税すべきではないかと意見集約した。特に川内市以外の町村において個人市民税の均等割額が500円値上がりするが、これは法律で、人口5万人以上から50万未満の場合、2,500円となっており、今回、対等合併において、10万5千人の市となり、当然、均等割額も、年間2,500円になる。対等合併をして、同じ市民になるということを基本に、税金は市民が等しく出して、新しいまちづくりを進めていくということが基本であり、500円の値上げは、月ベースで41円60銭の負担になるがその負担は平等にすべきではないか」との意見が出た。

上野一誠委員からは「合併をすることによって、住民生活の負担は、できるだけ最小限度に、リスクを背負わないよう心がけるべきである。地方税については、住民生活に関わる問題であるので、合併特例法を最大限活用し3年間と言わず5年間の不均一課税を適用してほしい」との意見が出された。

《町名・字名の取扱いパターン》

市町村名	大字の数	現在の住所表示例	新市の住所表示例
川内市	65	川内市 神田町◇◇◇◇—◇◇	〇〇市 神田町◇◇◇◇—◇◇
樋脇町	3	薩摩郡樋脇町 塔之原◇◇◇番地	〇〇市 樋脇町塔之原◇◇◇番地
入来町	2	薩摩郡入来町 浦之名◇◇◇番地	〇〇市 入来町浦之名◇◇◇番地
東郷町	6	薩摩郡東郷町 斧淵◇◇◇◇番地	〇〇市 東郷町斧淵◇◇◇◇番地
祁答院町	4	薩摩郡祁答院町 下手◇◇◇◇番地	〇〇市 祁答院町下手◇◇◇◇番地
里村	1	薩摩郡里村 里◇◇◇◇番地	〇〇市 里町里◇◇◇◇番地
上甌村	7	薩摩郡上甌村 中甌◇◇◇◇番地	〇〇市 上甌町中甌◇◇◇◇番地
下甌村	5	薩摩郡下甌村 手打◇◇◇◇番地	〇〇市 下甌町手打◇◇◇◇番地
鹿島村	1	薩摩郡鹿島村 蘭牟田◇◇◇番地	〇〇市 鹿島町蘭牟田◇◇◇番地
計	94		

◆まちづくり広聴会に2,685人

新市まちづくり原案への住民の意見を聞く「まちづくり広聴会」は、平成15年8月17日から9月13日まで、関係市町村の52会場で開かれた。

広聴会には、合わせて2,685人の参加があり、さまざまな貴重な意見が寄せられた。



各市町村で開催されたまちづくり広聴会

つばめ沿線顔見せ 川内―新八代試走 あす鹿児島中央へ

九州新幹線鹿児島中央 走行試験が始まった二十一日、川内市や出水市の

沿線では、多くの人々が鹿児島を初めて走る「つばめ」を見守った。二十四日は川内―鹿児島中央を往復。南の発着点となる鹿児島市にもつばめがお目見えする。

試験初日、川内を出発したつばめは速度を上げ下げしながらゆっくりと走り、午後零時二十分ごろ出水に到着。日本鉄道建設公団やJR九州のス

タッフが、レールにかかる庄力やパンタグラフと架線の接触具合などを慎重にチェックした。出水駅近くの東光山公園や同市下鯖町の高台には写真愛好家や家族連れが集まり、走るつばめにシャッターを切った。

つばめは二十三日も川内―新八代を往復。川内発は午前七時十分、出水発は同七時四十分。新八代で折り返し、下りの出水発は午後三時五十分で、同六時二十分に川内に戻る予定。二十四日は午前十一時半に鹿児島中央に到着し、午後三時半川内へ出発する予定。

三月初旬には試乗会も行う予定という。

近間車発 九州新幹線



川内市内を走る新幹線「つばめ」。後方は川内川

|| 22日午前10時20分、川内市上空(本社チャイター機から写真部・税所陸郎)

南日本新聞 H15年9月25日付朝刊

祁答院町議会

住民投票条例を否決

川薩法定協メンバー維持

祁答院町議会(十四人)は二十四日、議員発議による市町村合併の枠組みを問う住民投票条例案を六対七の賛成少数で否決した。

祁答院町は川薩地区法定合併協議会(一市四町四村)に参加する。条例案の趣旨は「川薩」での合併か、今年三月の合併特例法による住民投票で法定協設置を見送った薩摩半島(薩摩)か、摩東部地区四町(祁答院、宮之城、鶴田、薩摩)かを二者択一で民意に問う内容。

賛成議員は討論で住民投票後の町政を取り巻く情勢の変化を指摘。「法定協で住民にとって不安な数字や問題が出てくる」「四町のきずなを切ってしまうと、合併するまで広域合併するメリットがいまだに見えない」などと訴えた。

一方、反対議員は住民投票で枠組み問題は結論済みと主張。「骨肉の争いを経て、やっと町が治まったところ」「具体的な情報が提示できるのは一月の住民説明会。いま条例をつくる根拠は乏しい」と主張した。この日、同条例案の一部を訂正する議案が発議した議員から出されたが、採決の結果、認められなかった。

第6回協議会(H15.9.25) 地方税取扱いなど調整方針案7件を承認

第6回協議会は、平成15年9月25日、祁答院町内で開かれ、先に提案されていた「地方税の取扱い」「障害者福祉事業」など調整方針7件を承認した。また「男女共同参画社会」「情報公開制度」など4件を新たに提案、2件を追加提案した。新たな4件は関係市町村に持ち帰り協議し、平成15年11月26日開催予定の第10回協議会で審議された。

●協議概要

会議はまず議案審議として10件の議案について審議が行われた。

「新市名称の決定方法について」では、協議会の学識経験者委員で構成されている18名の新市名称等検討小委員会で5点程度まで絞り込み、平成15年11月26日の第10回協議会に提案、各市町村が持ち帰り協議された結果を12月24日の第12回協議会で報告し、この時点で9市町村が同じ名称であれば決定となるが、1市町村でも違う名称が報告された場合、その取扱いについて協議の後、挙手による表決とすることが提案された。また、この場合、9市町村から報告された複数案について、委員が1回のみ挙手を行い過半数をとった候補名に決定するが、過半数を獲得する候補名がなければ上位2候補で決戦の挙手の採決を行うこと、挙手を行う場合、新市名称の絞り込みに限り会長も挙手権を持つこととするなどの新市名称の決定方法についても提案があった。

川畑禮二委員からは「1市町村でも違う名称が報告された場合の決定方法について、挙

手による表決ではなく、投票がいいのでは」との意見が出された。これに対して事務局から挙手による表決を定めた会議運営規程、幹事会での協議状況及び先進例等より挙手による決定方法としたことを説明し、岩切秀雄委員（幹事長）から「5点程度について、各市町村での持ち帰り協議は、各市町村で選出された6名の委員が協議し意思統一して臨むべきだと考える。6名のうち1人、2人違うと採決することが難しいので1人でも反対となれば、やはり意見調整してきてもらわなければならないということで、投票でなく挙手でもいいのではというのが、幹事会で集約された意見である」との回答があった。

協議の結果、「挙手」によるか「投票」によるかの決定について挙手による表決がなされ、1市町村でも違う名称が報告された場合の決定方法について、「挙手」による表決が賛成多数となり、本件は提案のとおり承認された。

「新市まちづくり計画原案について」では、平成15年11月26日の第10回協議会での最終審議まで4回の協議会で審議することとなること、まちづくり広聴会の結果について参加者数は2,685名、広聴会及びまちづくりフォーラムとの意見交換で出された意見、提言、質問が約670件にのぼりその概要についての説明があった。

次に、平成15年7月24日開催の第2回協議会で提案され、持ち帰り、各市町村で協議のあった「使用料、手数料等の取扱いについて」ほか6件が審議され、提案のとおり承認された。

今村松男委員からは補助金、交付金等の取扱いについて、「地区公民館補助金、もしくは自治公民館運営補助金等について、調整方針案として、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整するとあるが、なるべく早急に、かつ明確な調整方針案を示してほしい」との要望があった。

次に提案事項として6件の提案があり、特に平成15年8月28日の第4回協議会で提案された「事務組織及び機構の取扱いについて」では、資料の追加として新市の組織案が示され、その概要が説明された。

町弘道委員からは、「教育委員会が支所長の下にあり、支所長は助役に直結するとなっているが、教育委員会は独立した行政組織であるので問題があるのでは。もう一回検討していただきたい」、「甑4村では、学校指導主事が学校教育課長に派遣されていない。教育長がその仕事をしている。そのことについて幹事会で再度検討していただきたい」、「社会教育法による社会教育課を生涯学習課とすることの考え方は」などの意見が出された。

平成15年8月28日の第4回協議会で提案された「国民健康保険事業の取扱いについて」でも追加資料が提案され、税率については市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、1市4町2村（川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村）の税率と2村（下甑村、鹿島村）の税率の2通りの税率による不均一課税とし、平成17年度から3年間適用すること、この間における賦課方式については4方式を基本に税率の算定と併せて調整するということでの調整方針案の変更について説明があった。

その他、「慣行の取扱いについて」「男女共同参画事業について」「広報広聴関係事業について」「情報公開制度について」が提案された。

報告事項として、「新市名称等検討小委員会の報告について」「事務の進捗状況について」「9専門部会の進捗状況について」「一部事務組合について」の報告があった。

その他として、上野一誠委員から地域審議会についての質問があり、事務局は「国の合併後の地域組織のあり方について明確な指針が出されていない。新市まちづくり計画で

は、現在の単位公民会、あるいは地区、校区単位を包括する地区コミュニティ協議会が望ましいと考えている。なお、地域審議会を含む地方制度のあり方について総務専門部会と法定合併協議会事務局が連携した調整会議でも、正式な議題として協議を進めていきたい」など回答した。

第7回協議会(H15.10.7) 新市名称公募に9,490件応募

第7回協議会は、平成15年10月7日、樋脇町内で開かれた。

協議では、「一部事務組合等の取扱い」「消防団の取扱い」「友好都市・国際交流事業」「消防防災関係事業」「農林水産関係事業」についての調整方針案計5件が提案された。

消防団については、合併までに統合し、分団等の組織は各地区の状況に応じて調整。指揮命令系統についても合併までに調整。消防団員は、新市の消防団員として引き継ぐこととしている。提案された各調整方針案は各市町村に持ち帰って協議した後、11月26日開催の第10回協議会で審議された。

新市名称公募に9,490件(有効8,362件)2,553種類の応募があったことも報告された。また、新市まちづくり計画原案についても審議。同計画案は平成15年8月17日から9月13日まで関係市町村52会場で開催された「まちづくり広聴会」での意見などを参考に修正原案が11月13日開催の第9回協議会で提案され、11月26日開催の第10回協議会で審議された。

●協議概要

会議は、議案審議として「新市まちづくり計画原案について」が審議された。新市まちづくり計画原案については、平成15年9月25日開催の第6回協議会で提案され、継続審議としているもので、約1カ月間をかけて修正作業に入り、平成15年11月13日の第9回協議会にあらためて修正案の提案を予定していると事務局から説明があった。

肥後耕作委員から「新市移行後の地区コミュニティ協議会の運営がスムーズにいくよう職員の派遣等を、ぜひ行っていただきたい」と要望があった。

これに対して事務局から地区コミュニティ協議会への職員の派遣等協議経過について、「地区コミュニティ協議会への職員派遣については、まちづくり広聴会、組織機構の協議の意見集約の中でも出ており、今後、検討する組織として、総務専門部会、コミュニティ調整会議等で議論していきたい。具体的には、組織が固まってから、定員管理、具体的な人事と連動しながら議論を進める」との説明があった。

また、中島増夫委員からは「地区コミュニティ協議会について、いわゆる条例公民館との関連はどうなるのか。現在、各市町村の条例公民館に職員等が配置されているが、それとの関連は、できれば2つの融合を図っていただきたい」との意見もあり、事務局から「条例公民館として位置付けしている地区と位置付けしていない地区があり、条例公民館については、公民館主事が配置され、地区の生涯学習活動を中心として、地区の地域おこしなどに取り組んでいる。地区コミュニティ協議会の制度は、それらも全部網羅するものと考えている」と回答があった。

引き続き、提案事項として「一部事務組合等の取扱いについて」「消防団の取扱いについて」「友好都市・国際交流事業について」「消防防災関係事業について」「農林水産関係事業について」の5件について提案があった。

特に、「一部事務組合等の取扱いについて」では、川薩地区法定協議会において、住民サービスに直結する生活密着型の一部事務組合が9件あり、その中で薩摩郡東部衛生処理組合、川薩地区介護保険組合、串木野樋脇清掃組合の3件については現在協議調整中であり、次回の協議会で「その2」として提案予定であることの説明があった。

調整方針としては、川内地区消防組合、西薩衛生処理組合、甑島衛生管理組合、上甑島バス企業団については組合構成団体が合併関係市町村にすべて含まれるため消滅し、合併の日にすべての事務、財産及び職員を新市に引き継ぎ直轄事業として実施すること、祁答院地区消防組合の構成団体である祁答院町は合併の日の前日に当該組合を脱退し新市の直轄事業として行い、財産及び職員は当該組合及び構成団体の協議を行い合併までに調整すること、祁答院地方卸売市場管理組合の構成団体である入来町、祁答院町は合併の日の前日に当該組合を脱退し、財産は当該組合及び構成団体の協議を行い合併までに調整することなどの調整方針が提案された。

また、「消防団の取扱いについて」では、新市の消防団組織の基本的な考え方について説明があり、1市1団を基本とし中央署管轄に中央団、西部署管轄に西部団、東部署管轄に東部団、島しょ部においては、上甑団、下甑団を置きそれぞれ1名ずつの副団長を置くこと、方面隊については川内市を3つの方面隊に位置付け、各町にそれぞれ1方面隊、甑島においては里村、上甑村で1方面隊、下甑村、鹿島村で1方面隊を置き新市全体では9つの方面隊を組織すること、分団については32分団に統合する考えであること、団員数については現在の条例定数1,822名を合併後、将来的な目標として1,280名としたいことなどの考え方が説明された。

報告事項については、「合併協定項目C・D群の協議状況について」「新市名称公募結果について」「事務の進捗状況について」「9専門部会の進捗状況について」「一部事務組合について」の5件の報告があった。

特に「合併協定項目C・D群の協議状況について」では、塩釜三郎委員から「調整方針について、新市移行後も当分の間現行のとおりとするの『当分の間』の意味が少し理解に苦しむ。特に川内市と祁答院町の診療所は現行のまま新市に引き継ぐとなっているが、甑4村の診療所だけ『当分の間』としているのはどういうことか」との質問があり、甑4村の診療所等は本土側と比べ未整備な面があるため、医療、介護保険施設等について今後、充実させていくという意味であるとの回答があった。

また、「新市名称公募結果について」では平成15年8月25日から9月25日の期間、公募を実施した結果、応募総数9,490件、有効件数8,362件、無効件数1,128件、応募有効の8,362件を分類すると2,553種類となること、平成15年10月24日開催の第8回協議会に小委員会が選定した20点程度を中間報告する予定であることの報告があった。

◆新市名称の公募結果

合併後の新市の名称募集が平成15年8月25日から9月25日までの1カ月間行われ、川薩地区法定合併協議会の関係9市町村を中心に9,490件の応募があった。

《応募総数》

応募総数	9,490
有効件数	8,362
無効件数	1,128

《応募方法別件数》

応募用紙	4,006
はがき・封書	374
F A X	104
ホームページ	1,296
持参	3,412
その他	298
計	9,490

《応募名称種類》

応募名称種類	2,553
--------	-------

《地区別応募件数》

川薩地区	7,555
川内市	5,526
樋脇町	420
入来町	287
東郷町	347
祁答院町	409
里村	239
上甑村	138
下甑村	117
鹿島村	72
鹿児島県(川薩地区除く)	356
他都道府県計	1,564
北海道・東北	98
関東	558
信越・北陸	73
東海	155
近畿	368
中国	87
四国	39
九州・沖縄(鹿児島県除く)	186
国外	1
住所不明	14
計	9,490

《応募数上位(32)》

NO	名 称	よみがな	応募総数	NO	名 称	よみがな	応募総数
1位	さつま川内市	さつませんだいし	1,202票	17位	西薩市	せいさつし	31票
2位	薩摩川内市	さつませんだいし	792票		北薩市	ほくさつし	31票
3位	川薩市	せんさつし	589票	19位	鹿児島川内市	かごしませんだいし	28票
4位	薩摩市	さつまし	335票		北薩摩市	きたさつまし	28票
5位	さつま市	さつまし	310票	21位	川内薩摩市	せんだいさつまし	27票
6位	さつませんだい市	さつませんだいし	237票	22位	薩摩国分寺市	さつまこくぶんじし	26票
7位	新川内市	しんせんだいし	133票		つばめ市	つばめし	26票
8位	西薩摩市	にしさつまし	125票	24位	川内川市	せんだいがわし	23票
9位	南九州市	みなみきゅうしゅうし	88票		川内さつま市	せんだいさつまし	23票
10位	薩摩せんだい市	さつませんだいし	78票	26位	未来市	みらいし	21票
11位	せんさつ市	せんさつし	77票	27位	大網市	おおつなし	20票
12位	西さつま市	にしさつまし	71票		北鹿児島市	きたかごしまし	20票
13位	西鹿児島市	にしかごしまし	50票		北さつま市	きたさつまし	20票
14位	西郷市	さいごうし	47票		川都市	せんとし	20票
15位	せせらぎ市	せせらぎし	39票		大川内市	だいせんだいし	20票
16位	新薩摩市	しんさつまし	32票		平和市	へいわし	20票

◆新市名称候補21点絞り込み結果 新市名称等検討小委員会

新市名称等検討小委員会は10月14日、第5回小委員会を開き、新市名称の応募の中から

21点に絞り込み、10月24日開催の第8回協議会に中間報告を行った。

《新市名称候補21点一覧表（五十音順）・選定基準番号・応募総数》

整理番号	名 称	よ み が な	選定基準番号	応募総数
1	あけぼの市	あけぼのし	7	8
2	鹿児島川内市	かごしませんだいし	1, 3, 4, 6, 7	28
3	北さつま市	きたさつまし	1	20
4	北薩摩市	きたさつまし	1	28
5	薩州市	さっしゅうし	1, 2, 3	6
6	さつま市	さつまし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	310
7	薩摩市	さつまし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	335
8	さつませんだい市	さつませんだいし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	237
9	さつま川内市	さつませんだいし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	1,202
10	薩摩せんだい市	さつませんだいし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	78
11	薩摩川内市	さつませんだいし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	792
12	新薩摩市	しんさつまし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	32
13	西薩市	せいさつし	1, 3, 5, 6, 7	31
14	せんさつ市	せんさつし	1, 2, 3, 4, 5, 7	77
15	川薩市	せんさつし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	589
16	川内さつま市	せんだいさつまし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	23
17	川内薩摩市	せんだいさつまし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	27
18	西さつま市	にしさつまし	1, 2, 4, 5, 6, 7	71
19	西薩摩市	にしさつまし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	125
20	北薩市	ほくさつし	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	31
21	南九州市	みなみきゅうしゅうし	1, 2, 4, 6, 7	88

選定基準

新市名称候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前、次のいずれか1つ以上に該当する名前とする。

- 1 川薩地区（川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村及び鹿児島村（以下「本地区」という。）が地理的にイメージできる名称
- 2 本地区の特徴を表す名称
- 3 本地区の歴史・文化にちなんだ名称
- 4 住民の地域イメージにふさわしい名称
- 5 住民の一体性を醸成しやすい名称
- 6 対外的に覚えやすい名称
- 7 その他、新市としてふさわしい名称

第8回協議会（H15.10.24） 町名・字名取り扱いなど調整方針案10件承認

第8回協議会は、平成15年10月24日、祁答院町内で開かれ、先に提案されていた「町名・字名の取扱い」「自治会・行政連絡機構の取扱い」などの調整方針10件を承認した。また「商工・観光事業」「学校教育事業」など6件を新たに提案。同提案は関係市町村に持ち帰り協議し、12月11日開催の第11回協議会で審議された。

●協議概要

森卓朗会長のあいさつの後、平成15年10月10日付けで入来町長に就任した福元忠一委員

に森卓朗会長から委嘱状の交付があった。

議事では、10件の議案審議と6件の提案事項があった。

議案審議に入り「事務組織及び機構の取扱いについて」では、岩下早人委員から「教育部の生涯学習課について、社会教育法に基づく社会教育を生涯学習課で全部取り込むのは馴染まないのではないか。市長を本部長とする生涯学習本部を設置する場合、事務局が教育委員会の生涯学習課であれば全体的な動きはどうなるのか。生涯学習課は社会教育課ではいけなかったのか」との質問があった。事務局は「基本的には社会教育については、社会教育法に基づく1つの教育体制を確立すべきであるが、子供から大人までの一環の中での全体的なフローからいくと、生涯学習の一環に値するという1つの考え方がある。生涯学習本部等の取扱いについては、県においても、それぞれの町村においても、現在においては、本部長を首長とする中で、事務局は各教育委員会が所掌しているので、支障はないものと考えている」と回答した。

「国民健康保険事業の取扱いについて」では、平成15年8月28日開催の第4回協議会に提案以降、税率について下甌村、鹿島村の2村からの不均一課税にしてもらいたいとの強い要請に基づき、9月25日の具体的調整方針案として、2村とそれ以外の2通りの税率による不均一課税とし、平成17年度から3年間適用する旨の追加提案をしたが、それ以降、下甌村から不均一課税の期間を現行の調整方針案である3年間について、合併特例法の最大期間である5年間を適用してもらいたいとの意見も出された。しかし、幹事会で検討した結果、具体的調整方針案のとおり意見集約したとの説明があった。

「児童福祉事業について」では、祁答院町から第4子以降に支給している出生祝金について、調整方針案が廃止の方向で調整するとなっているが少子高齢化対策に逆行するのではないかという意見が出され、財政等を勘案し新市では廃止の方向で協議されたことが説明された。塩釜悦子委員からは、「子供を出生するということは、長い目で見ると、どんな施策よりも大事に考えなければならない。この出生祝金を廃止の方向で進める大きな理由が財政的負担であるとするならば、祝金の廃止ではなく、祝金の減額という方法もあるのではないかと、それでもどうしても廃止の方向でいかざるを得ないとすれば、それに代わられるような施策を考えているのか」と質問があった。事務局は「第4子以降については42名ということで、非常に数も少数である。代替りの施策については、新生児の紙おむつ購入の助成として月1,500円の金券を1年間配布する制度について検討している。対象者は年間約1,000名である」と回答した。

「町名・字名の取扱いについて」では、樋脇町の田島春良委員から樋脇町議会として発言があり「約1,900名余りの多くの地域住民の方々の署名と共に、町名・字名については、合併に際しては地域の声を十分に尊重し、調整方針案としては、新市の名前の下に直接〇〇市市比野町とさせてほしいとの要望書が、議会と執行部あてに提出された。議会としては、提案されている調整方針案でいくべきであるという選択となったが、この要望が今後、全町的な声としてなってきた時、この要望書について、可能であるとすれば別な方法も時間をかけてでも検討していただきたい」と要望があった。

森会長からは、町名・字名の取扱いについては、今後、全町的な要望が出てきた段階で検討するなど、事務局のほうでも心に留め置くということの処理で、とりあえず現時点での調整方針として決定したいとの方針が示された。

合併刻々

「市比野町」 要望書を提出

榑協の考える会
森川内市長に

榑協町市比野地区の住民でつくる「市町村合併に伴う町名を考える会」（井川智置会長）は十日、同町が加入する川薩地区

法定合併協議会（川内市など九市町村）会長の森卓朗川内市長に、新市誕生後の「市比野町」実現を訴える要望書を提出した。

法定協の方針では「〇〇市榑協町市比野」となるが、要望書では「これまでの固有の地名を失うことは経済的、文化的に損失は計り知れない」と訴え、「〇〇市市比野町」

南日本新聞 H15年10月11日付朝刊

とするよう求めている。

同法定協は二十四日の協議会で新市の町名について決める予定。提出後、井川会長は「今回は市比野から声を上げたが、身近な問題から合併協議への関心が高まってほしい」と話した。

同会は黒瀬一郎榑協町長、帯田博美同町議会議長にも要望書を提出した。

このほか、10件の議案については原案のとおり承認された。

提案事項としては、特に「コミュニティ施策」に関して、地区コミュニティ協議会の設立及び活動にあたっては積極的に支援を行うこと、地区・校区公民館及び集会所の維持管理については新市に移行後も当分の間現行のとおりとし随時調整することなどの調整方針が提案された。

肥後耕作委員からは「地区コミュニティ協議会の調整案について、行政側の補助等も出ており、新市に移行後速やかに調整するとしているが、非常に人口の多い地区、あるいは過疎が進んだ地区の助成の仕方等、住民の皆さん方が非常に関心を持っている。住民説明会で報告できないのか」と質問

があった。これに対して事務局は「地区コミュニティ協議会のあり方等について現在、協議を進めている。コミュニティ協議会に対する行政的な支援措置についても、現在、職員の配置も含め、組織機構の協議とも連携を取りながら検討している。来年1月からの住民説明会には十分説明できるようにしていきたい」と回答した。

また塩釜悦子委員からは地区コミュニティ協議会に関連する要望として「この協議会は、地域の自治会や関連機関、団体で組織されることになっており、中でも地域づくりの円滑な活動運営を進める上で、今以上に女性団体が果たす役割が大きい。新市の女性関係団体連絡協議会の早い時期の統合・組織化について行政としても、特段のご支援とご指導を要望したい」との要望があった。事務局は「女性団体を含め公共的団体の取扱いについては法的には自治体合併と併せた努力規定であるが、9月25日の協議会において調整方針は承認されているので、今後、女性団体を含む関係団体、それから9市町村の合併担当課、女性施策担当課と協議しながらできるだけ合併時に女性団体の統合も話し合いが進むように協力していきたい」と回答した。

中島増夫委員からは地区公民館及び集会所の維持管理について「地区・校区の公民館や集会所等の施設の関係等について随時調整をしていくということは、どのような観点で、どのような方法で調整が行われていくのか」との質問があり、「地区コミュニティの調整会議を別途に設け、協議会の制度のあり方、活動拠点となるコミュニティセンターの取扱いについて現在、議論している。11月ぐらいにはできるだけ具体的な形にして、関係の公民館長等の意見を聞き1月までにははっきりさせたい。ここでの随時というのは、合併後どういう方針になるかという調整の仕方という表現である」と回答があった。

「社会教育事業について」では、生涯学習推進体制については合併時に川内市の例により調整すること、図書館については現在の川内市立図書館を中央図書館とし旧町村ごとに分館を設置し、その運営については新市に移行後随時調整すること、成人式については新市主催の成人式を川内市の例により実施し、旧町村の成人式についても実施主体等を調整の上、地域の実情により実施することなどの調整方針案が提案された。中島増夫委員からは「生涯学習推進体制は現在行われている社会教育活動も含むのか、それとも生涯学習推進会議というような1つの市町村を単位とする体制ということなのか。成人式については、川内市の例によって全市的な成人式が行われ、旧町村でも成人式が行われる二重構造になるのか」と質問があった。事務局は「生涯学習推進体制について、川内市の推進体制が新市で目標にしている地区コミュニティ協議会に似通っていることから、川内市の例により調整するとしている。また、市主催の成人式については、島しょ部も抱えていることから、新市で一括開催は難しく、それぞれの地域の実情によっては開催していくべきではないかという調整方針である」と回答した。

また、平林徳子委員からは「社会教育が学校教育や家庭教育との密接な関連性を有することから、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとあるが、今、社会情勢で青少年の非行が低年齢化しており、家庭教育が最も大事なことではないかと思う。この社会教育の調整方針案に、家庭教育の充実を具体的に盛り込んでほしい」との要望があった。事務局は「家庭教育については、新市に移行後、新たに制度等を設ける。また、青少年教育については、青少年問題協議会等の改編に伴う調整が必要ということで、新市に移行後、速やかに調整していくという方針を出している。ただ今指摘のあった点については、今後議論したい」と回答した。

引き続き、「新市名称等検討小委員会の中間報告」「事務の進捗状況」「9 専門部会の進捗状況」「一部事務組合について」の4件の報告事項があった。

「一部事務組合について」は、上野一誠委員から法定合併協議会としての基本的な方針、考え方について質問があり、岩切秀雄委員（幹事長）は「薩摩郡東部衛生処理組合並びに祁答院地区消防組合の一部事務組合については、現在、協議を進めている。薩摩東部地区合併協議会側の考えとしては、11月中に住民説明会をするので、それまで待つてほしいという見解であった。こちらとしても、その結果を待つて判断したい。基本的には、新市の直轄となっても、従来の住民サービスが低下しない方法で解決することを前提に協議を進めていきたい。少なくとも11月中には何とか薩摩郡東部衛生処理組合との協議を整えたい」と回答された。

また、介護保険組合の問題については、森卓朗会長は「介護保険組合と薩摩郡東部衛生処理組合との業務関係も一括して協議することとしているが、もし、衛生処理関係もよく話し合いができて一緒にやっていくということであれば、介護保険のほうも一緒にやっていく。しかしながら、薩摩郡東部衛生処理組合が、別に行動するというのであれば、介護保険組合も別に分かれなければならないと話している。ところが、介護保険組合審査会委員の中から、3町単独で介護保険組合審査会を維持することは、非常に難しいとの意見も出ているので、よく話し合っていきたい」と回答された。

その他、上野一誠委員から「来年1月、2月の住民説明会の資料について、この9自治体が一緒になった時の総合的な新市のシミュレーションと各自治体別の比較表などを法定

合併協議会事務局で作ってもらいたい」と要望があり、「1月の住民説明会の性格は、新市まちづくり計画を含む合併協定項目46項目すべてについて説明を行う。資料の分担については、合併協定項目46項目全体に関わるものについては、法定合併協議会事務局で調整し、合併しない単独の場合での各市町村のあり方と新市の将来像的なものなどについては、各市町村の合併担当課のほうで作ってもらいたい」と事務局が回答した。

第9回協議会(H15.11.13) 議員・職員の取扱い調整方針案を提案

第9回協議会は、平成15年11月13日、樋脇町内で開かれた。

協議では、「一般職の職員の身分の取扱い」「特別職の身分の取扱い」「生活保護事業」「議会議員の定数及び任期の取扱い」「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」「新市地域情報化計画案」など計15件が提案された。

「議会議員の定数及び任期の取扱いについては」、新市の議員定数は人口に応じた34人とするが、合併特例法の「定数特例」を適用して合併後の一期は定数44人とし、旧市町村別に9選挙区を設ける調整案が提案された。

これら調整方針案は各市町村に持ち帰って協議した後、「一般職の職員の身分の取扱い」「特別職の身分の取扱い」など11件を平成15年12月11日開催の第11回協議会、「議会議員の定数及び任期の取扱い」など4件を12月24日開催の第12回協議会で審議した。

今回の提案で協定項目46項目中45項目が提案されたことになった。残る新市名称についても、11月4日・17日の新市名称等検討小委員会で5点に絞り込まれ、11月26日開催の第10回協議会で提案された。

●協議概要

森卓朗会長のあいさつの後、平成15年11月11日付で祁答院町議会議長に就任し、新しく委員となった里永十藏委員に森会長から委嘱状が交付された。

議事に入り、2件の議案審議と1件の協議事項、15件の提案事項があった。

議案審議に入り「新市まちづくり計画原案について」は、まちづくり広聴会やまちづくりフォーラム委員などの意見を参考に約450カ所を見直したことが説明された。特に地域の特色を活かした教育・文化のまちづくりの中では、協議会でも意見をいただいた家庭教育について強調したことが説明された。

「川薩地区法定合併協議会平成15年度歳入歳出補正予算(第1回)について」では、平成16年1月に予定している住民説明会資料印刷について、説明会への来場者への配布から全世界配布に変更するための補正措置であることが説明され、「新市まちづくり計画原案について」は平成15年12月24日の第12回協議会まで継続審議とし、補正予算案については原案のとおり承認された。

協議事項に入り「今後の審議日程について」では協議会の開催スケジュールの変更について説明があった。

引き続き提案事項に入り「一般職の職員の身分の取扱いについて」など15件の提案につ

いて説明があり、「特別職の身分の取扱いについて」では、市町村長、助役・収入役、選挙管理委員会等について、合併前日の平成16年10月11日をもって失職となり、その後、市長選挙までの間、市長職務執行者を立て、市長については50日以内に選挙が実施されることなどが説明された。

「その他事業（選挙事務関係）について」では開票区、投票時間、不在者投票（期日前投票）事務並びに不在者投票時間については合併時に調整することとし、特に、当地区は島しょ部があるため繰上げ投票等も今後検討していく必要があると説明された。

「その他事業（契約事務関係）について」では、調整方針案として工事等入札指名事務及び入札事務は合併時に川内市の例により調整するとして提案され、今村松男委員からは「合併時に川内市の例により調整するとなっているが、特に入札参加資格に係る指名基準の取扱いについては構成市町村にばらつきがあるため、このまま川内市の例により調整すると、各市町村に活動拠点を持つ業者は、工事の受注が厳しくなっていくのではと不安を抱く。今後も、地場産業として地域の活性化に大きな貢献をしていただけること等を考えると、調整方針案としては、建設工事の種類別及び標準金額別の入札参加資格の取扱いについては現行のとおりとし、地域を考慮した業者指名の基準など現市町村単位で工事入札指名及び入札事務が執行できるようなシステムの導入について、検討していただきたい」と要望があった。これに対して事務局は「9市町村において、種類の区分、標準金額等にばらつきがあるため、今後地域性も考慮しながら、幹事会等で十分協議していきたい」と回答した。

「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」では、調整方針案として新市の議会の議員の定数は34人とすること、ただし合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の定数は44人とし旧市町村の区域ごとに選挙区を設置することの提案があった。

※選挙区案(1期4年限り)

旧川内市の区域	25人	旧樋脇町の区域	4人	旧入来町の区域	3人
旧東郷町の区域	3人	旧祁答院町の区域	3人	旧里村の区域	1人
旧上甕村の区域	2人	旧下甕村の区域	2人	旧鹿島村の区域	1人

肥後耕作委員から「8回ほど議長会も行われ、なかなか意見集約ができなかったことは承知しているが、議長会では5つの自治体が6カ月程度全議員が在任する在任特例で意見集約した。なお、住民の感情を含め不均一課税等も合併の中であることを踏まえ、議員も持ち寄り報酬でもいいということで5自治体は意見集約をしたところである。議会・監査部会、あるいは幹事会で、本日、定数特例を決めて提案された考え方等を示していただきたい」と質問された。岩切秀雄委員（幹事長）は「2つの提案について、議長会が決められなかったことを幹事会で決められるのかと大変苦慮した。幹事会では、1つの案に絞るにあたり1点目に130人の在任特例の場合、130人での議会開催、議場設定、控室、当局側、傍聴席など、かなり経費もかかり、住民の理解を得られるかが、一番大きな課題となった。先進例では、住民運動により議員が辞職した例もあり、どうしても130人では無理があると判断した。議長会では、必ずしもこの2案に限らず、幹事会で別な案を作っていいということもあり、結果的にもう1つの案である44人について審議したところ、川内市の議場が一部机を増やすことによって使用可能であるため44人でどうか。8回の議長会を無視できない。とりあえず提案は44人とし、選挙区については、やはり地域の声を反映

させる必要があるのでは。地区コミュニティ協議会で十分反映されるのではないか。などいろいろ意見も出されたが、とにかくスタートした1期4年間については、44人とし選挙区を設け、4年後の選挙について議長会では新市で協議するとあったが、これはやはり法定の34人で選挙区を設置しないことを明確にすべきということで、今回提案のとおり集約した」と回答した。

「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」では、調整方針案として新市に川内市・樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町の1市4町の区域と里村・上甑村・下甑村・鹿島村の4村を区域とする2つの農業委員会を置くこと、新市の農業委員会の選挙による委員の定数については1市4町の区域は38人、4村の区域は10人とし、合併時に農業委員会の選挙による委員であった者は平成17年4月30日まで引き続き新市の農業委員会の委員として在任することが提案された。

2つの農業委員会の設置については、島しょ部を抱えているという特異性と農地法等の法令業務や諸証明事務等に困難を来さないためにも必要であること、また、平成17年4月30日までの委員の在任については、合併日に農業委員全員が失職となり農業委員会の業務ができなくなることから、住民サービスの低下を招かないために、合併特例法の在任特例を適用するとの説明があった。

「一部事務組合等の取扱い(その2)について」は、調整方針案として平成15年10月7日開催の第7回協議会で提案できなかった薩摩郡東部衛生処理組合、串木野樋脇清掃組合、川薩地区介護保険組合の3つの一部事務組合について、調整方針案を1つに絞ることはできず複数の案で提案していること、今回提案した3団体については調整方針が確定していないことから今後も協議を続けていくことが説明された。協議の目途として、薩摩郡東部衛生処理組合と川薩地区介護保険組合については現在行われている薩摩東部地区合併協議会の住民説明会の終了する平成15年11月29日以降の早い時期を、串木野樋脇清掃組合については12月10日ごろを目途としており、12月24日の第12回協議会までには1つの調整方針案を示したいと考えていることが報告された。

また、報告事項として「合併協定項目E・F群の協議状況について」「事務の進捗状況について」「9専門部会の進捗状況について」「一部事務組合について」が報告された。

◆新市名称候補5点絞り込み結果 新市名称等検討小委員会

新市名称等検討小委員会は平成15年11月17日、第7回小委員会を開き、新市名称の応募の中から先に選んでいた21点をさらに5点に絞り込み、11月26日開催の第10回協議会で報告・提案された。

《新市名称候補5点（五十音順）と選定理由》

整理番号	よみがな 名称	選 定 理 由
1	さ つ ま し さ つ ま 市	<ul style="list-style-type: none"> 薩摩地方に位置しており、「薩摩」をひらがなで表記することで、新鮮で優しく、やわらかさを感じさせる。 名称が書きやすく、覚えやすい。
2	さ つ ま し 薩 摩 市	<ul style="list-style-type: none"> 古くから鹿児島を代表する地名であり、全国的にも知名度の高い、新市の名称となる。 この地方が奈良・平安・江戸時代、薩摩国と呼ばれており、歴史と伝統のある名称であり、力強いイメージがある。
3	さつませんだいし さつま川内市	<ul style="list-style-type: none"> 新市の位置が理解しやすく、知名度的にも全国にアピールでき、また、「薩摩」をひらがなで表記することで、新鮮でやわらかさを感じさせる。 薩摩郡の4町4村と川内市の歴史と伝統をあらわし、覚えやすく、わかりやすい名称である。
4	さつませんだいし 薩摩川内市	<ul style="list-style-type: none"> 新市の位置が理解しやすく、知名度的にも全国にアピールでき、また、「薩摩」の漢字表記は、力強いイメージがある。 薩摩郡の4町4村と川内市の歴史と伝統をあらわし、覚えやすく、わかりやすい名称である。
5	せん さ つ し 川 薩 市	<ul style="list-style-type: none"> これまで県下一周駅伝大会や県民体育大会、広域行政等で使用されており、慣れ親しまれてきた名称である。 川内市と薩摩郡（4町4村）の各1文字が入り、わかりやすく、この地域の特徴を表している。

第10回協議会（H15.11.26） 新市まちづくり計画案を承認

第10回協議会は、平成15年11月26日、川内市内で開かれ、先に提案されていた「情報公開制度」「一部事務組合等の取扱い（その1）」の調整方針や「新市まちづくり計画案」など10件を承認した。また「新市名称候補（5点）」と「その他事業（契約事務関係）」の2件を提案した。

●協議概要

森卓朗会長のあいさつの後、10件の議案審議と新市名称に係る報告事項、2件の提案事項と1件の協議事項、4件の報告事項が協議された。

議案審議のうち継続審議となっている「新市まちづくり計画案について」は、県知事と正式協議する案として承認され、正式協議が整うまで本議案は継続審議扱いとなることも確認された。

「慣行の取扱いについて」では、特に市章は、新市誕生のセレモニー、開庁式等に活用するため新市誕生時までに定めておくべきではないかという意見が出され、新市長のもと制定することで集約したことなどが説明された。

「消防団の取扱いについて」では、特に消防団無線は、現有施設を利用した連絡体制とし合併後3年以内を目途に調整するとした調整方針案について、有事の際の新市における団、本部からの指揮及び分団間の連絡体制が、現行の無線施設では不十分でないかという意見があった。これに対して、それぞれの所轄する方面隊の指揮については各市町村の防災行政無線の無線機をそれぞれ各所に持ち寄ることで対応でき、さらに消防本部からの指揮命令系統については遠隔装置を整備することにより各分団に指揮ができるため当分の間

は現有施設を活用することとしたことなど協議状況について説明があり、10件の議案については提案のとおり承認された。

新市名称に係る報告事項については、新市名称等検討小委員会の田中憲夫委員長から平成15年11月4日と11月17日に開催された新市名称等検討小委員会の結果について、新市名称候補5点程度の絞り込みと新市名称候補5点の選定理由について協議されたことが報告された。

提案事項のうち「新市名称について」は、この日5点が提案され、各市町村に持ち帰り平成15年12月24日の第12回協議会で候補1点が決定されることとなった。

この新市名称の提案をもって、合併協定項目46項目のすべてが提案された。

平成15年11月13日の第9回協議会に提案された「その他事業（契約事務関係）について」は一部変更の追加提案された。変更理由として、前回の協議会で入札参加資格を現行のとおりとし地域性を考慮した入札事務のあり方を検討してほしいとの意見があり、幹事会等で協議した結果、入札事務の現状として建設工事の種類区分、標準金額格付け区分等が、市町村によってそれぞれ異なっているため、地域性を踏まえた中で、何らかの経過措置が必要であることなど説明された。

協議事項の「地域審議会の取扱いについて」は、川薩地区法定合併協議会として既に導入が承認されている地区コミュニティ協議会制度と地方制度調査会の答申の中の地域自治組織制度等を対比させながら、地域審議会について協議された。新市の本庁コミュニティ課の設置、地域振興課の設置を含む支所の総合機能化、地区コミュニティ協議会制度の導入・活用により、地方制度調査会が提唱する地域自治組織制度以上の効果が事実上期待できるため、合併特例法に規定する「地域審議会」を設置せず、行政組織と地区との充実した連携を図ること等が確認された。

報告事項として「合併協定項目G・H（一部）群の協議状況について」「事務の進捗状況について」「9専門部会の進捗状況について」「一部事務組合について」が報告された。

◆串木野市で住民投票 市来町との法定協設置賛成が過半数

平成15年11月30日、串木野市で市来町との1市1町での法定合併協議会設置を問う住民投票が行われ、賛成票が過半数を占めた。

合併住民投票結果

串木野市	投票率68.76%
市来町との法定協設置	
賛成	9081票
反対	5254票
(30日午後9時10分、選管最終)	

南日本新聞（H15年12月1日付朝刊）

3市町で住民投票



市町村合併の是非や枠組みを問う串木野市、串良町、与論町の住民投票は三十日行われ、即日開票された。海を隔てた沖永良部島（知名、和泊）との合併の賛否を問う与論町では、

与論単独串良は大隅中央

串木野は1市1町

合併反対が有効投票数の九割弱を占め、住民は町単独を選択した。南政吾町長は「住民の意思を最大限尊重する」と述べ、三町の法定合併協議会から離脱する方針を事実上示した。また、大隅中央法定合併協議会（鹿屋、垂水、輝北、吾平）の枠組みか単独かを選ぶ串良町では「大隅中央」が八割弱、市来町と二市一町での法定合併協議会設置を問う串木野市では賛成が六割を超えた。（22面に関連記事）

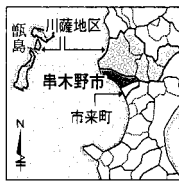
市長「年内法定協を」

串木野

串木野市は、市来町との法定合併協議会設置賛

成が63%を占めた。田畑誠一市長は記者会見で、法定協設置の関連予算案を十一月市議会に追加提案する考えを示し、「年内の法定協設置を目指し、合併特別法期限内に合併したい」と語った。

で、投票率は68.76%だった。



同市では今年一月、初当選した田畑市長が日置地区との合併を目指し川西薩法定協（川内市など九市町村）からの離脱を宣言、迷走してきた。

住民投票は同議案を市議会が否決したのを受けて市長が請求した。また市民団体が請求し、同市議会が可決、条例が制定された三者択一の住民投票について田畑市長は「実施するかどうか」今後検討すると述べた。当日有権者数は二万一千八百八十三人。投票総数は一万四千五百六十五票（有効一万四千三百二十五票、無効二百四十票）